

銀行界の振り込め詐欺対策  
～返金率向上に向けた取組み～

平成22年11月10日  
全国銀行協会

# 1-1. 被害者への返金の流れ

口座凍結

◎警察からの連絡等に基づき、犯罪利用預金口座である疑いがあると認める口座の取引を停止する

権利消滅の公告

◎預金保険機構のHPで口座名義人に権利行使の届出を求める公告を実施  
◎届出をすることができる期間は60日以上とし金融機関が定める  
◎権利行使の届出があれば手続は終了し本法の対象から外れる

権利の消滅

◎所定の期間内に権利行使の届出がなかった口座の預金債権が消滅する

被害者宛連絡

◎金融機関より振込人（振り込め詐欺被害者）に対し連絡し、手続きを案内

資金分配の公告

◎預金保険機構のHPで、被害回復分配金支払申請を受け付ける公告を実施。  
◎支払申請受付期間は30日以上とし金融機関が定める（実務上60日以上で運用）  
◎残高1千円未満の口座は分配対象外（預金保険機構に資金を納付し手続完了）

支払申請の受付

◎当該口座に資金を振り込んだ被害者からの支払申請を受付（店頭、郵送）

分配金の支払

◎受け付けた支払申請により各被害者の被害額を認定する。  
◎同一口座に対し支払を申請した各被害者の被害額に按分し分配額を決定。  
◎被害者の指定口座に振り込むことにより被害回復分配金を支払う。

残余資金の処理

◎分配後の残余資金は預金保険機構に納付し、手続を完了する。

## 1-2. 手続周知の取組み

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復  
分配金の支払等に係る事務取扱手続」

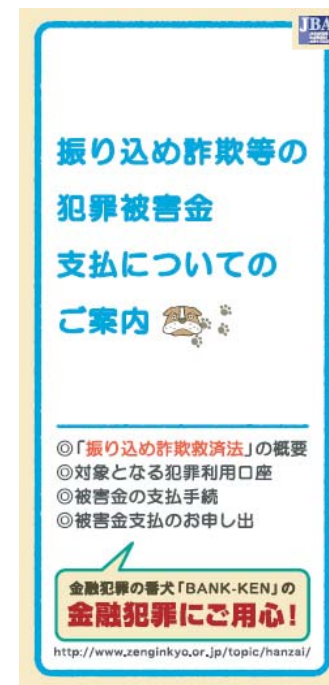
(平成20年6月9日 全銀協制定)

### (1) 潜在被害者への周知

- ・ 全銀協が作成した「振り込め詐欺救済法の周知用リーフレット」等を活用

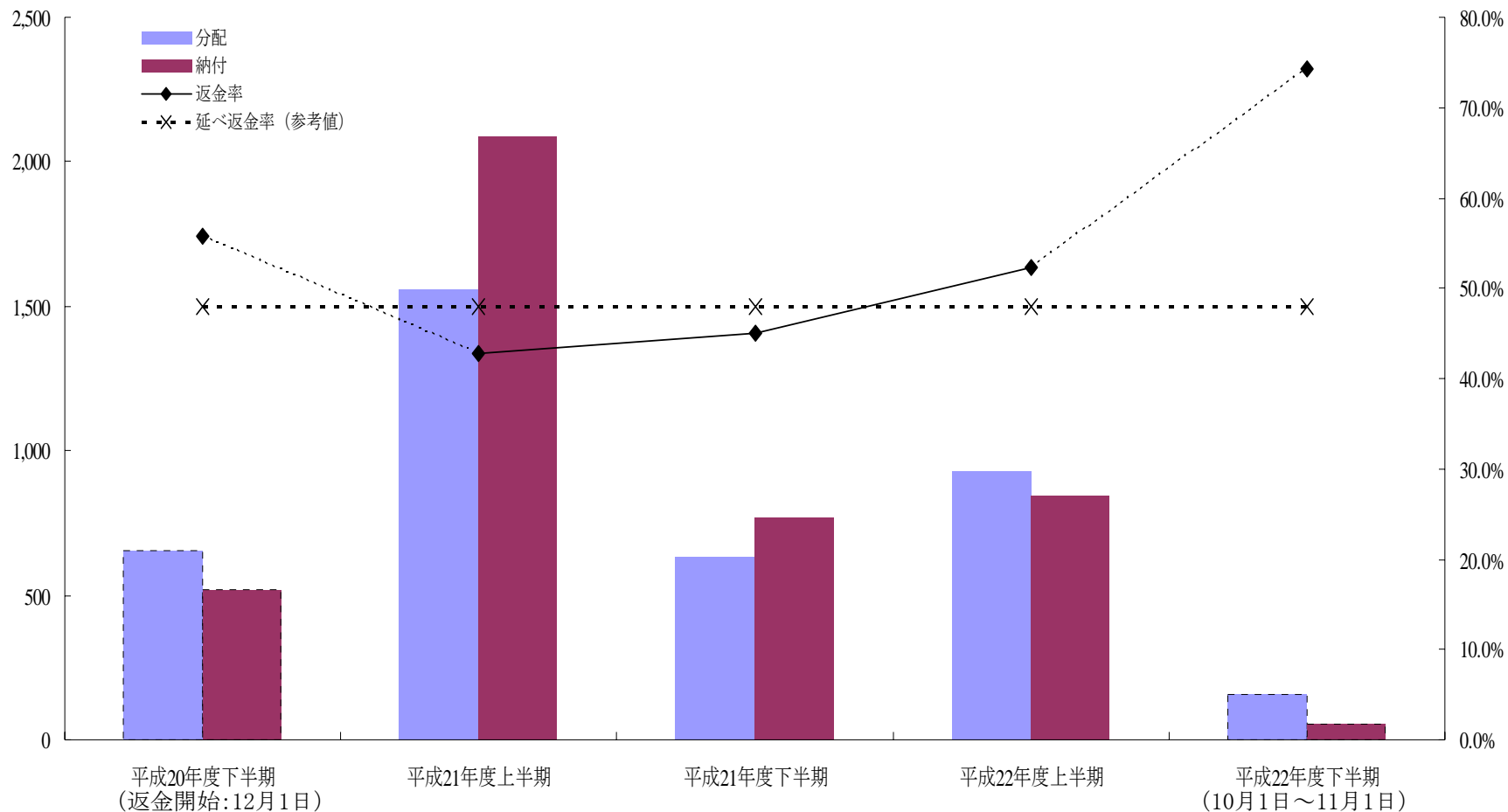
### (2) 被害が疑われるお客さまへの連絡

- ・ 振込元の金融機関は、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導
- ・ 申し出てこないものの被害が疑われるお客さまについても、連絡を取るよう努める



救済法周知用リーフレット  
(会員銀行、消費生活センター等に配布)

## 2. 返金率の推移



- ・返金率は平成21年4月以降、概ね上昇傾向
- ・返金率の低迷は主に平成21年度上半期に行われた法施行前の過去被害に係るもの(被害者への連絡が困難)。

### 3. 返金率向上に向けた取組み

金融機関による潜在的被害者への連絡

金融機関、政府、関係官庁、預金保険機構による  
継続的な制度周知・被害の自発的申出の環境整備

官民一体の取組みによる取締りや  
被害の未然防止活動の強化

## 4-1. 「潜在的被害者への連絡」の課題

### (1) 被害者と連絡を取るのが困難

- 犯人が被害者に、振込人名の代わりに記号・番号等を記載するよう指示するため、振込人が特定できないケースあり  
(例：振込人「12345」など)
- 被害者が警戒して着信を拒否することも

### (2) 被害者が連絡を望まない場合も

- 被害のことを思い出したくない
- 口座残高や振込人数によって僅少な分配しか見込めないケースでは、家族に知られると無用のトラブルとなる
- 本人不在時の折り返し電話の依頼も迷惑

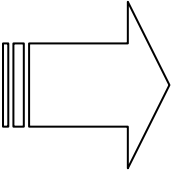
## 4-1. 「潜在的被害者への連絡」の課題(続)

### (3) ヤミ金被害者への対応が困難

- ・ ヤミ金では1口座に千件超の振込があることも
- ・ ヤミ金業者自身の貸付資金の振込もあり区別困難  
(全ての振込が被害者からのものとは限らない)
- ・ 報復や借入不能をおそれ対応を拒絶することも

### (4) その他の課題

- ・ 被害者・利用者の見極めが困難(ネットオークション詐欺等)
- ・ 振込元・振込先金融機関の間で被害者の連絡先を確認する場合、被害者本人の同意要否については守秘義務を含めた整理が不十分

- 
- ・ 実際に返金に繋がった事例・取組み(好事例)を他の会員行に紹介し、業界全体で共有
  - ・ 被害者が自ら申し出し易い環境の整備、手続の周知が必要

## 4-2. 制度周知・環境整備に関する全銀協の取組

今後、「被害救済制度を知らない」、  
「万一被害に遭ったらどうしたら良いのか分からない」  
を無くすための周知・啓蒙活動に注力。

- ・ お客さまに向けた被害救済制度の周知活動を強化  
(金融犯罪啓発イベントで制度を紹介)
- ・ 被害発生時にお客さまからの連絡を受け付ける金融機関側  
窓口の一覧作成(全銀協HPに掲載)
- ・ 制度の更なる理解を促すための銀行員向けセミナーの開催

など



## 4-3. 被害の未然防止に向けた取組み

振り込め詐欺被害の件数・金額の減少を図るべく、  
これまでの取組みの継続・強化を図る

### 【振り込め詐欺撲滅に向けた銀行界の取組み例】

#### ■ 警察と協働した活動

お客さまへの声掛け、不正口座の凍結、凍結口座名義人リスト(警察庁作成)の運用(※)、利用限度額引下げ推奨

※現在は振り込め詐欺に利用された口座のみ掲載。  
本年12月1日からヤミ金に利用された口座も掲載。

#### ■ 周知広報活動

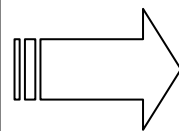
イベント開催、ポスター制作、マスメディア広告

#### ■ 銀行界としての活動

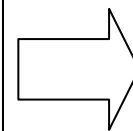
本人確認徹底、携帯電話自粛、異常取引チェック

## 5. 銀行界からの要望

継続的な制度周知・  
被害の自発的申出の  
環境整備



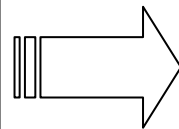
返金率の  
向上



振り込め詐欺に対する  
官民一体の取組み

※高齢者宛周知に有効な媒体の  
活用も検討課題

振り込め詐欺の取締りや  
未然防止活動の強化



振り込め  
詐欺被害  
の抑制

